社会保険労務士法人
篠田パートナーズ事務所レポート
令和２年４月１日発行
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号
☎ 0254-22-5649　FAX 0254-24-0738　e-mail : sinoda2@niks.or.jp

# ４月１日から雇用調整助成金、さらに拡大

**雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための「休業手当（※）」に要した費用を助成する制度です。**

（※）使用者の都合で労働者が就業できなかった場合、休業させた所定労働日について平均賃金の６割以上の休業手当を支払わなければなりません。

**厚労省は４月１日から新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を発表しました。**

| | 新型コロナウイルス感染症特例措置 | |
|---|---|---|
| 特例以外の場合の雇用調整助成金 | **現行**（一般的な場合） | **緊急対応期間**（４月１日から６月30日まで）感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施 |
| 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） |
| 生産指標要件（3か月10％以上低下） | 生産指標要件緩和（1か月10％以上低下） | 生産指標要件緩和（1か月５％以上低下） |
| 被保険者が対象 | 据え置き | 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める |
| 助成率 2/3（中小）1/2（大企業） | 据え置き | 4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業）） |
| 計画届は事前提出 | 計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで） | 計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで） |
| 1年のクーリング期間が必要 | クーリング期間の撤廃 | 同左 |
| ６か月以上の被保険者期間が必要 | 被保険者期間要件の撤廃 | 同左 |
| 支給限度日数 １年100日、３年150日 | 同左 | 同左＋上記対象期間 |

**上記の拡充にあわせて、**
**●短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこと**
**●教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じること・・・が付記されました。（詳細は、これからの発表です。）**

**★詳細については篠田パートナーズ事務所までご相談ください。**